

陳情 5 第12号

青梅市立内小、中学校で発生したいじめ重大事態調査報告書による 提言を受けて青梅市のいじめ対策に関する陳情

1 陳情の要旨

令和2年2月青梅市立第■学校(以下「■」という。)、令和3年2月青梅市立■学校(以下「■」という。)で発生したいじめについて、いじめ重大事態、第三者委員会の調査がなされることになった。

調査は■については令和4年12月、■については令和5年2月に終了している。

どちらの調査報告書でも学校、教育委員会、指導室の様々な不適切な対応、いじめ対策推進法の理解の欠如が指摘された。しかし、第三者委員会による調査結果による提言を受けたにも関わらず、未だ学校、教育委員会、指導室、青梅市はいじめ対策推進法のガイドラインが示すなぜこのような事態が起こってしまったか、いじめ問題が解決できなかつたかを真摯に見つめ、学校現場や地域において、「未然防止、早期発見、事案対処」の適切かつ最大限の実行を妨げて構造的問題の解決、分析、この構造的問題を解消し、今後の再発防止に対する方策を示すということがなされていない。

この現状を踏まえ、2つのいじめ重大事態、調査によってこの2つの調査過程(いじめ発覚、いじめ重大事態調査開始から調査過程、調査後の対応を含む)において起きた事案、明らかとなった事実や問題に向き合い、青梅市、■、■、教育委員会、指導室の「いじめ重大事態調査を受けての再発防止に関する取組」を示していただくことを望む。

2 陳情の理由

上記にものべた■でのいじめについては平成31年2月に■にいじめの相談をしてからいじめ重大事態調査まで1年、調査終了まで4年、公表まで5年とうい長い時間がかかりました。■でのいじめに

ついては令和2年6月いじめ発覚から調査開始まで8ヶ月、調査終了まで3年、公表については調査終了から1年が過ぎた今も加害生徒保護者からの了承が得られないと公表はできないとの教育委員会による決定により未だ公表に至っていないという被害生徒を傷つきの中に置いたままになっているという現状です。

上記の経過で、いじめ対策推進法に沿っていない事柄が多數きました。それは今も続いております。

それは2つの調査によって少なからず明らかになり、第三者委員会の提言が出た今もなおその提言を真摯に受け止めているということの表れです。いじめ重大事態が起き、今後このようなことが起らないように、この2つのいじめ重大事態を無駄にしないようすることは、青梅で育ち、学ぶ子供たちの学校生活が、安心・安全が守られ、ひとりひとりを大切にしていただける場になることに繋がります。いじめ対策に青梅市としてよりいっそう取り組んでいただき、二度とこのようなことが起きないようさらに改善がなされるよう陳情いたします。当事者の立場からの話しを貴委員会の委員の皆様にお聞きいただきたいと切に願います。上記内容はいじめについて、いじめ重大事態の現状について、議員の皆様にお伝えする大切な場と考えております。ですので発言させていただく時間は十分にとっていただきたいと切望します。上記のとおり陳情いたします。

14
令和6年2月23日

陳情者住所 ■

氏名 ■

電話番号 ■

青梅市議会議長殿

島崎 実

